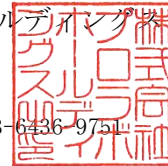


令和5年11月吉日

取引先 各位

株式会社プロラボホールディングス  
東京都港区三田3-7-18  
THE ITOYAMA TOWER 7F  
TEL:03-6436-9750 FAX:03-6436-9751



## 『エステプロ・ラボ正規取扱店 規約』 「年間の取引金額」規約改定のご案内

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、『エステプロ・ラボ正規取扱店 規約』を2024年1月1日(月)に改定し、同日付で実施いたします。

皆様にはご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 【新ルール開始時期】

**2024年1月1日**

### 【主な変更内容】

改定前	7. 年間の取引金額 販売者の商品（サンプル等を除く）の仕入総額が36万円（税別）未満だった場合、翌年1月1日より取引停止される場合があることを理解し、何ら異議申し立てをできないものとする。
改定後	<b>【下記項目の削除】</b> 7. 年間の取引金額  <b>【下記4項目の追加】</b> 8. 各種関連法規遵守の義務について 14. 商品の返品・交換・キャンセルについて 15. 宛先不明及び長期不在による未到着商品について 17. 直営店及びフランチャイズ加盟店への偵察目的の来店禁止  <b>【サロン掛率変更】</b>

※変更後の掛率及び規約全文は、取引代理店へお問い合わせください。

以上